

佐賀県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成30年2月27日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大川正二郎

資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
重藤 薫範	しげとうまさかた後援会	平成29年7月18日